

障害防止事業

空白

事業概要及び論点等について

空白

事業概要及び論点等について

事業名	障害防止事業	
令和2年度 補正後予算額	10,788,805(千円)	
事業概要	自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、河川改修等の必要な工事を行うときは、地方公共団体その他の者に対し、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助する。	
選定基準	イ	長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
論点	<div data-bbox="405 819 1433 954" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>論点1 例年、予算の一部を繰越していることから、補助事業者と密接に調整するなどし、事業の進捗状況等を把握するべきではないか。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 繰越については、湧水発生等の現場不測事態、用地買収の内諾を得ていた地権者の死亡、相続手続き、災害対応、入札不調、低入札調査等、事前に予測ができない事態が発生した場合は、やむを得ず次年度へ予算を繰越の上、事業を実施しているもの。</p> <div data-bbox="405 1290 1433 1469" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>論点2 長期間に亘って事業を実施する場合、一定の期間が経過した段階で、それまでの間における事業の効果を検証するなど不断に調査を実施すべきではないか。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 「障害防止工事の助成の検証実施要領について(通達)」(29.4.5)に基づき、助成の適否に係る客観性及び透明性並びに計画内容等の妥当性を確保するため、直近で実施された検証から5年経過する毎に、事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状や事業化以降における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化等の事項について検証を実施することとしている。</p>	

論 点

論点3

自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するための施策であり、その事業効果について周知を図るため、周知方法について改善すべきではないか。

(説明)

- 工事期間中における請負業者が設置する工事看板による周知を行っているほか、地方公共団体や各地方防衛局が発行する広報誌により周知を実施しており、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等を行うことは、防衛施設周辺の地元住民の理解・協力を得る上で重要な取組みであるため、地域社会との協力に係る施策に関する広報活動を強化することとしている。

関 連 条 文

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

(障害防止工事の対象となる施設)

第三条 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

障害防止対策事業

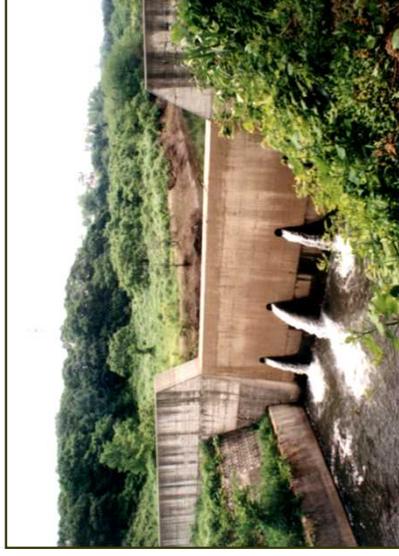
概要

自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成

訓練に伴い
演習場が荒廃



土砂流出状況



土砂流出対策の実施



降雨時の流出状況



洪水対策の実施

根拠

- 環境整備法第3条第1項

具体的内容(行為に伴う障害と工事)

- 洪水対策(河川改修、洪水調節池等)
降雨時の流出量が増加し、洪水被害が発生
- 土砂流出対策(砂防堰堤等)
土砂流出による被害が発生
- 用水対策(用水路、ため池等)
保水力が減退するため、用水不足被害が発生
- 受信障害対策(共同受信施設等)
航空機の離発着等により、テレビ放送の受信障害が発生

防地周（事）第165号
29 . 4 . 5

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

障害防止工事の助成の検証実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、障害防止工事の助成の検証実施要領について（施本第1375号（CFM））。平成19年8月29日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

障害防止工事の助成の検証実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第3条第1項の規定に基づく障害防止工事（同項第2号に規定する道路及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第3条第2号に規定する施設に係るものを除く。以下「事業」という。）の助成の適否に係る客観性及び透明性並びに計画内容等の妥当性を確保するための検証の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検証の種類)

第2 検証の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 新規検証 地方公共団体その他の者（以下「地方公共団体等」という。）が新規に補助金の交付を受けようとする事業に係る検証（新規に事業に着手（以下「事業化」という。）しようとする会計年度の計画内容が防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第87号）第3条第1号に規定する全体計画調査費に係るもの（以下「全体計画調査」という。）である場合において、全体計画調査の結果に基づき当該年度以後に実施するものを含む。）。
- (2) 再検証 地方公共団体等が継続して補助金の交付を受けようとする事業に係る検証で、直近で実施された検証から5年（全体計画調査に係る期間及び休止期間を除く。）を経過するごとに又は第3第1項に定める検証の実施主体が特に必要と認めるときに実施するもの。

(検証の実施手続)

第3 検証の実施主体は、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）とする。

2 検証の実施時期は、補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）を防衛大臣に送付するときまでとする。

3 地方防衛局長等は、地方公共団体等から、次に掲げる検証の種類に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類の提出を受け、その記載内容について検証を実施するものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする会計年度が事業完了

予定年度で、当該年度の計画内容が財政法（昭和22年法律第34号）第15条第5項に規定する国庫債務負担行為のうち歳出化経費に係るもののみである場合は、この限りでない。

(1) 新規検証 次に掲げる事項

ア 環境整備法第2条第1項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）の行為と障害との因果関係につき、同条第2項に規定する防衛施設（以下「防衛施設」という。）の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状

イ 関係住民からの要望等

ウ 補助の割合に係る定量的な評価

エ 計画内容等

オ 関係機関等からの計画内容等に係る意見

カ 関係住民からの計画内容等に係る意見

キ 障害の防止の効果

ク 費用対効果分析の結果

ケ 事業化の必要性、緊急性等

(2) 再検証 次に掲げる事項

ア 事業化以後における自衛隊等の行為と障害との因果関係につき、防衛施設の使用状況、周辺地域の被害状況及び補助の対象となる施設の現状

イ 事業化以後における周辺地域の状況につき、関係流域の状況の変化、民間等の開発行為による状況の変化及び人口の変化

ウ 現状における事業の効果

エ 関係住民からの現状における事業の効果に係る意見

オ 事業の進捗状況及び今後の見通し

カ コストの縮減、事業期間の短縮等に係る検討

キ 事業の継続の必要性等

4 地方防衛局長等は、前項で検証を実施した事項について、新規検証にあつては付紙様式第1により取りまとめ、再検証にあつては付紙様式第2により取りまとめ、補助事業等計画書に付して防衛大臣に送付するものとする。

（環境整備法第3条第1項の規定に準ずる措置への準用）

第4 第2、第3及び第5の規定は、環境整備法第3条第1項の規定に準ずる措置として防衛施設において行われる工事について準用する。

（本通達の施行日前に補助事業等計画書を防衛大臣に送付した事業の取扱）

第5 本通達の施行日前に補助事業等計画書を防衛大臣に送付した事業は、廃止前の障害防止工事の助成の検証実施要領について（施本第1375号（CFM））。

平成19年8月29日)の規定により実施された検証を第2(1)に規定する新規検証とみなすものとし、また、平成24年度以前に着手した事業にあつては、第2(2)に規定する再検証のうち最初のを、同号後段の規定にかかわらず、当該事業の着手後の経過期間等を勘案し、本通達の施行の日から5年の間に実施するものとする。

新規検証報告書

関連防衛施設：
 補助事業者等：
 事業の名称：

全体計画調査実施区分： 有（ 済 ・ 未済 ） ・ 無

自衛隊等の行為と 障害との因果関係	防衛施設の 使用状況	
	周辺地域の 被害状況	
	補助の対象 となる 施設の現状	
関係住民からの要望等		
補助の割合に係る定量的な評価		
計画内容等		
関係機関等からの計画内容等 に係る意見		
関係住民からの計画内容等 に係る意見		
障害の防止の効果		
費用対効果分析の結果		
事業化の必要性、緊急性等		
備	考	

※ 事業の性質上記載できない事項については、該当ない旨記載すること。
 全体計画調査の結果に基づき記載することとなる事項については、その旨記載すること。

再検証報告書

関連防衛施設：
 補助事業者等：
 事業の名称：

年次計画（年次区分）： /

事業化以後 における 自衛隊等の行為と 障害との因果関係	防衛施設の 使用状況	
	周辺地域の 被害状況	
	補助の対象 となる 施設の現状	
事業化以後 における 周辺地域の状況	関係流域の 状況の変化	
	民間等の 開発行為 による 状況の変化	
	人口の変化	
現状における事業の効果		
関係住民からの現状における 事業の効果に係る意見		
事業の進捗状況 及び今後の見通し		
コストの縮減、事業期間の短縮等 に係る検討		
事業の継続の必要性等		
備	考	

空白

ロジックモデル

空白

障害防止事業（ロジックモデル）

事業の概要

自衛隊等の機甲車両その他車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、河川改修等の必要な工事を行うときは、地方公共団体その他の者に対し、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものである。

現状

障害防止対策事業の代表的なパターン

自衛隊の行為

- 機甲車両その他車両の頻繁な使用
- 射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施
- 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 電波のひん繁な発射

障害

- 降雨時の流出量が増加し、洪水被害が発生する（洪水）
- 土砂流出による被害が発生する。（土砂流出）
- 保水力が減退するため、用水不足被害が発生する。（用水不足）
- テレビジョン放送の受信障害が発生する。

障害を防止又は軽減するための施設に対する補助

- 河川、農業用施設（排水路等）、下水道工事に対する補助
- 砂防施設工事に対する補助
- 農業用施設、水道工事に対する補助
- 共同受信施設に対する補助

インプット（資源）

アクティビティ（活動）

アウトプット（活動目標）

アウトカム（成果）

インパクト（効果）

【予算額】

平成29年度
9,886百万円

平成30年度
9,938百万円

令和元年度
10,186百万円

令和2年度
10,789百万円

令和3年度
10,993百万円

【令和3年度事業計画】

洪水対策
32件
5,188百万円

土砂流出対策
18件
1,704百万円

用水対策
22件
3,990百万円

受信障害対策
2件
111百万円

【洪水対策具体例】

- 洪水量の増加に対応できるように河川改修、排水路の改修を行う。
- 増加した洪水量を調節する（一時的に流水を溜めて下流に害がないよう徐々に流す）洪水調節池（ダム）を建設する。
- 河川等の改修と調節池を組み合わせる。増加した洪水量を排水するため、河川改修と排水機場を組み合わせる。

【土砂流出対策具体例】

- 土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- 渓流の安定を図るため、床固工、台止工を建設する。
- 裸地化した箇所や崩壊地の植生回復を図るため山腹工（さんぶくこう）を施工する。

【用水対策具体例】

- 用水路を装工する。（水路損失（浸透）を少なくして不足量をカバーする）
- 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- 地下水又は河川水を取水するため揚水機場を設ける。

【受信障害対策具体例】

- 共同受信アンテナ、アンテナ柱を設ける。
- 同軸ケーブル、分配器、保安器等を設ける。

H.22公開のH.21の指摘を踏まえ、障害の状況及び防衛施設との因果関係を定量的に把握する等、検証を行い必要性を精査

【洪水対策】

事業名：滝川改修工（男鹿市）H.27～R.1

（事業効果）

- ・今までは台風や集中豪雨により洪水が発生し、宅地及び農耕地への浸水等の被害が発生していたが、工事により流出能力が向上し被害が解消された。

改修前 流下能力 42.97m/s
改修後 流下能力 78.60m/s

【土砂流出対策】

事業名：田代川砂防工（大分県）S.56～H.29

（事業効果）

- ・今までは降雨によって土砂が演習場外の河川等へ流出していたが、工事により土砂の流出が抑制された。

計画流出抑制・生産抑制土砂量 4,630m³

【用水対策】

事業名：水上貯水池（上越市）H.16～H.28

（事業効果）

- ・夏季に頻繁に用水不足が発生し、農作物の成長不良等が生じていたが、貯水池の設置により被害が解消された。

総貯水量 125,000m³

【受信障害対策】

事業名：共同受信施設（北中城村）H.25

（事業効果）

- ・共同受信施設を設置することによりテレビジョン放送の受信障害世帯がなくなった。

受信障害世帯数

483世帯 ⇒ 0世帯

我が国の防衛体制の強化

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、常に安定して使用できる状態を維持する。

地域コミュニティとの連携

自衛隊や米軍の行為あるいは防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減などの措置を講じることにより、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得ることができる。

* 令和2年度版

防衛白書より抜粋

空白

レビューシート

空白

令和3年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	障害防止事業			担当部局庁	地方協力局		作成責任者					
事業開始年度	昭和49年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	周辺環境整備課		周辺環境整備課長 池田 真人					
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3 条第1項			関係する 計画、通知等	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備 計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日 国家安全保障会議決定・閣議決定)							
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係							
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場などの用途が多岐にわたり、広 大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合がある。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生 活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。											
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成を行うものである。 なお、原則補助率10/10により、河川改修(洪水対策)、砂防施設(土砂流出対策)、ため池(用水対策)等の工事について助成を行うものである。											
実施方法	委託・請負、補助											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	平成30年度	9,938	令和元年度	10,186	令和2年度	10,789	令和3年度	10,993	令和4年度要求	-
		補正予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	1,840	1,597	2,714	2,349	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	▲ 1,597	▲ 2,714	▲ 2,349	-	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	10,181	9,069	11,154	13,342	0	-	-	-		
	執行額	9,938	8,763	11,044	-	-	-	-	-			
	執行率 (%)	98%	97%	99%	-	-	-	-	-			
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)	100%	86%	102%	-	-	-	-	-				
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由								
	障害防止対策事業費補助 金	8,332	-	-								
	提供施設等整備費	2,611	-	-								
	防衛施設安定運用業務庁 費	31	-	-								
	職員旅費	19	-	-								
計	10,993	-	-									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
			成果実績	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-											
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック				

		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績					
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>防衛施設の安定的な使用を図るためには、関係住民の理解と協力を得る必要があるが、障害防止事業をどれだけ実施するかについては、個々の対象となる事業が関係自治体等のおかれていた様々な事情や防衛施設の運用の態様の変更などを踏まえ、その時々状況に応じて、関係自治体等と緊密に調整しながら決定していく必要があるため、あらかじめ定量的な目標値を設定することは困難である。</p>			<p>(定性的な成果目標) 自衛隊等の行為により生ずる障害を防止等することにより、関係住民の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用を図る。 (平成30～令和2年度の達成状況・実績) 平成30年度から令和2年度までの間に9件の事業を実施。</p>					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		<p>沖縄県内を始め、防衛施設関連市町村からの多様な補助事業の要望に応え、周辺住民に及ぼす障害の防止等に努めることにより、関係住民及び自治体等の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用に寄与する。 これらの防衛施設を安定的に使用するため、地元要望に対し、採択出来たか否かを目標とする。</p>	<p>要望件数に対する採択件数</p>	実績	件	65	64	57	-	-
				目標値	件	65	64	57	-	-
	達成度	%	100	100	100	-	-			
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		<p>事業実施したことによる障害の防止等の事業効果の発現</p>	<p>事業完了後にアンケートを実施し、事業効果を確認できた件数</p>	実績	件	7	2	-	-	-
				目標値	件	7	2	-	-	-
	達成度	%	100	100	-	-	-			
	活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
事業実施件数		活動実績	件	88	88	84	-	-		
		当初見込み	件	91	99	77	82	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	執行額/事業実施件数	単位当たりコスト	百万円	113	100	131	163			
		計算式	百万円/件	9,938/88	8,763/88	11,044/84	13,342/82			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	I-4 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力を支える要素)								
	施策	I-4-(3) 地域コミュニティとの連携								
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
	防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	防衛施設周辺対策事業の推進	令和5年度	-	施策の進捗状況(実績)					
				自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	<p>防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場などの用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合がある。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。</p>									

新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項 (第一階層 KPI)	分野:	-	-						
		KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	
		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	2年度	3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		

事業所管部局による点検・改善

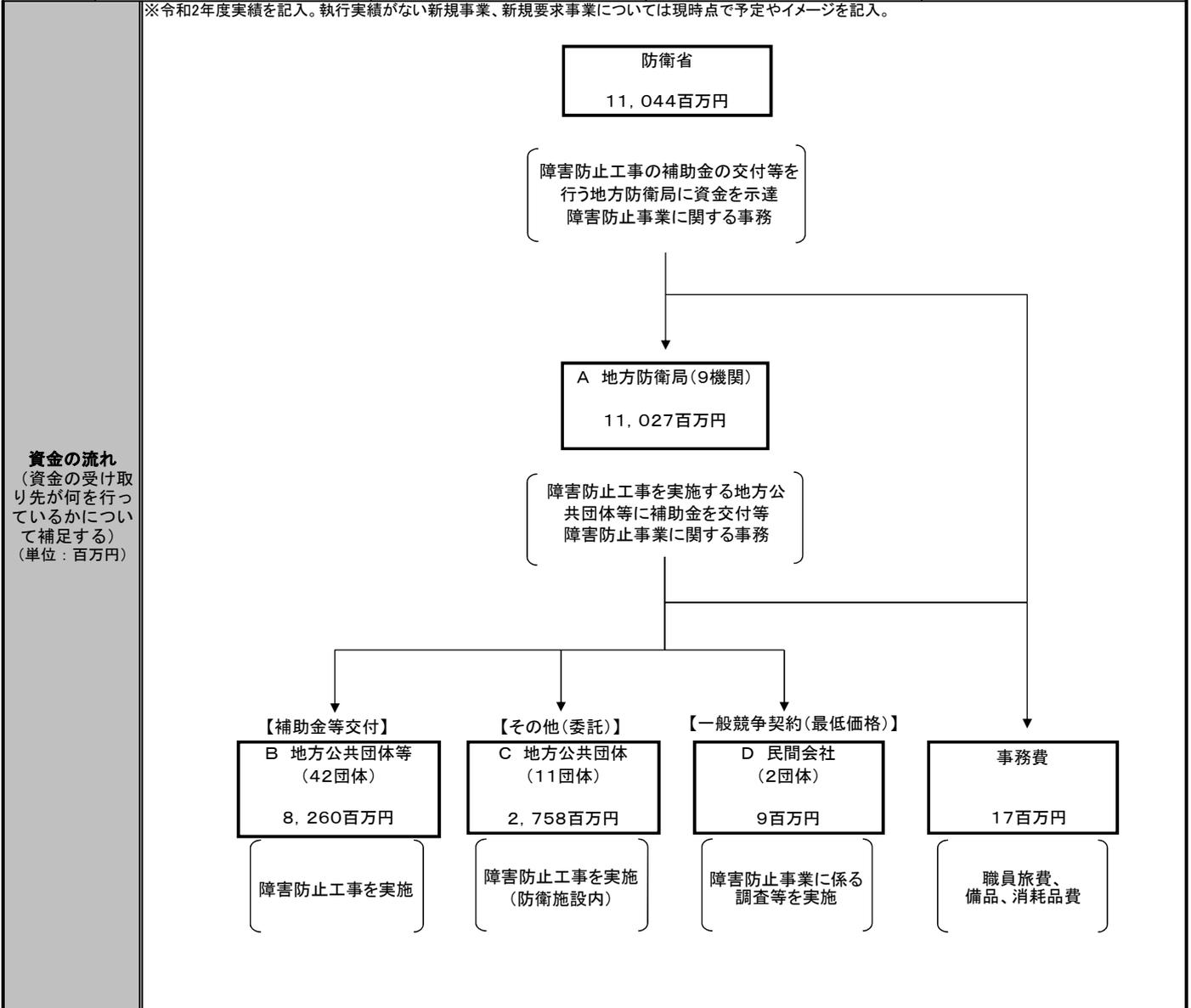
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、補助事業者(地方公共団体等)等が自衛隊等の行為により生ずる障害を防止等するため、防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づき申請し、事業を実施していることから、関係住民や地域社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、防衛という国民の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは正する、いわば補償的な性格を有するものであり、国の責務として国自ら行うものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、自衛隊等の行為により生ずる障害を防止等するため、地方公共団体等が実施する河川改修等に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで防衛行政に対する理解と協力が得られるため、必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業において、補助事業者等の契約については、地方自治法等に基づき実施しており、補助事業者等が行った契約については、実績報告時に把握している。 なお、障害防止事業に係る調査業務等については、一般競争入札を行い、競争性を確保しているため、支出先の選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき助成を行うなどしており、その個々の対象となる事業の帰責割合に応じて、適正に定めていることから、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づく補助事業者からの交付申請等については、地方公共団体等が設計、積算基準(国交省及び都道府県単価)により、必要な経費を算定しているため、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限られているか。	○	防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請書の提出を受け、補助金適正化法に基づき、事業の目的や効果、経済性を含め事業の内容の審査を行い、交付決定をしており、補助事業者等から事業完了後に提出される実績報告書に基づき、必要に応じ事業現場等の確認を行い、事業に使用された経費を審査した上で確定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	補助事業者等において入札を行った結果の入札残等、やむを得ない事情によるものである。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	用地買収に係る地権者との調整に不測の日数を要した等、やむを得ない事情によるものである。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	本事業において、用水路の改修工事等については、既存施設を有効活用しつつ長寿命化が図れる事業を実施しており、コスト削減や効率化に向けた工夫が行われている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の実施に当たっては、補助事業者等が設計の段階で他の手段・方法等について比較検討し、効果的あるいは低コストでの実施に努めており、交付申請時などに確認している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	補助事業者等の都合により多少の差はあるものの、概ね見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	令和元年度完了の補助事業について、関係住民にアンケートを行い、おおむね事業効果があったという結果が得られるとともに、十分に活用されていることが確認できた。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	<p>障害防止事業は、防衛省が原因者たる立場から、自衛隊等の行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するための措置であり、国土交通省水管理・国土保全局及び農林水産省農村振興局において実施している事業とは、補助目的が異なる。</p> <p>防衛省が実施している防衛施設周辺整備統合事業とは、地方公共団体が特定地域において裁量的かつ計画的に複数の生活環境等の整備事業を一括して行うことから、地方公共団体等における裁量が異なる。</p>
	所管府省名	事業番号	事業名	
	国土交通省		河川改修事業	
	農林水産省		農山漁村地域整備交付金	
	防衛省	0291	防衛施設周辺整備統合事業	
点検・改善結果	点検結果	<p>1. 必要性 障害防止事業については、自衛隊等の行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、地方公共団体等が必要な工事を行うときに、国が障害の原因者たる立場において助成するものである。 これにより、防衛施設を安定的に使用できることから、防衛省が実施することが適切である。</p> <p>2. 効率性 障害防止事業の実施に際しては、防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請書等の提出を受け、補助金適正化法に基づき、事業の目的や効果、経済性を含め事業の内容の審査を行い、交付決定をしており、補助事業者等から事業完了後に提出される実績報告書に基づき、必要に応じ事業現場等の確認を行い、事業に使用された経費を審査した上で確定している。 また、国が直接行う必要がある事業も含め、競争性を確保するため入札を行うなど経費の抑制にも努めている。</p> <p>3. 有効性 障害防止事業を実施することにより、防衛施設の周辺住民が被っている障害が防止等され、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力を得られた。 なお、事業完了後にアンケートを行い、おおむね事業効果があったという結果が得られるとともに、十分に活用されていることが確認できた。</p> <p>4. 総合評価 障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設の工事に対して国がその費用の全部又は一部を補助することなどによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上が図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与している。</p>		
	改善の方向性	<p>障害防止事業の実施に際しては、障害の状況、その原因を客観的・定量的に把握し必要性の精査等を実施して、効率的な予算執行及び予算要求に取り組んでいるところであり、引き続き、事業期間の短縮化及びコスト低減等に取り組むとともに、防衛施設の周辺住民の理解と協力を得るため、事業の完了後、関係住民及び自治体へのアンケートを通じて事業効果及び意見の聴取を行い、事業効果の更なる向上に努める。</p>		
外部有識者の所見				
-				
行政事業レビュー推進チームの所見				
-				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
-				
備考				
<p>【公開プロセス】 年度:平成22年度 / レビューシート番号:0016(障害防止事業) / 結果:一部改善 とりまとめコメント:障害の状況、その原因を客観的・定量的に把握し必要性を精査すべき。精査のプロセスを検証できるように明確化するべき。 再改修が生じないよう、工事水準のレベルを見直すべき。工事を長期的に継続させるのではなく、一定の期間内に執行できるように仕組みを見直すべき。</p> <p>対応状況:①事案採択に当たり、補助の必要性の精査について新規事案: 新規事案の採択に当たっては、「障害防止工事の助成の検証実施要領について(通達)」(19.8)に基づき ・障害の状況及び防衛施設との因果関係を定量的に把握する等、検証を行い必要性を精査。 継続事案: 継続事案については、被害状況との関係、費用対効果及び工事の効率性の観点から点検を行い、必要に応じ見直し。</p> <p>②工事水準のレベルについて 事案審査に当たっては、事業者である地方公共団体等が国土交通省等が定める技術基準等に基づき計画等を行っているか、引き続き適切に確認。</p> <p>③長期間に亘る工事の取扱いについて ・全体計画期間が長期間に亘る事業については、補助事業者と見直しの調整を図り、短縮化を図る。 ・用水路等の改修工事に当たり、既存施設を有効活用しつつ、長寿命化が図れる(ライニング等)事案については、補助事業者の意向を確認の上、事業期間の短縮化及びコスト低減を図る。</p> <p>【行政事業レビューシート抽出点検】 年度:平成24年度 / レビューシート番号:0014(障害防止事業) コメント:平成22年度公開プロセスにおける指摘事項については、積極的に取り組まれている。引き続き、障害の状況、その原因を客観的・定量的に把握し、必要性の精査等を行い、効率的な予算要求及び予算執行に努める。長期にわたる事業については、補助事業者と見直しの調整を行うなどにより、できる限り事業期間の短縮化に努める。用水路等の改修工事など、既存施設の有効利用による長寿命化が図れる事業については、事業期間の短縮化及びコスト低減の効果が図れることから、積極的に導入について検討を行う。</p> <p>【外部有識者点検】 年度:平成28年度 / レビューシート番号:0332(障害防止事業) コメント:外部の第三者に委託するなど、アンケートの内容や実施方法については見直しが必要。自治体の要求を厳しく審査する体制が必要。 目的・成果目標・指標の関連付けが弱い。事業内容も予防よりも原状回復のみを目的としているように誤解される表現となっている。 レビューシートの記載について修正すべき。</p> <p>対応状況:①アンケートの質問項目や実施方法を見直し、より適切に事業効果の確認が出来るよう改善。 ②新規事案の採択に当たっての検証のほか、継続事案についても、「障害防止工事の助成の検証実施要領について(通達)」(29.4)に基づき、障害の状況及び防衛施設との因果関係をあらためて確認するとともに、事業効果の発現状況、コスト縮減等の検討状況を定期的に把握する等、再検証を行い必要性を精査。</p>				

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0016			
平成23年度	0014			
平成24年度	0014			
平成25年度	0469			
平成26年度	0371			
平成27年度	0332			
平成28年度	0332			
平成29年度	0340			
平成30年度	0349			
令和元年度	防衛省 - 0333			
令和2年度	防衛省 - 0308			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.南関東防衛局			B.恩納村		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	障害防止施設の整備	1,572	補助金	障害防止施設の整備	1,286
	工事費	障害防止施設の整備	2,209			
	計		3,781	計		1,286
	C.静岡県			D.(株)アスティークプランニング		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
工事費	障害防止施設の整備	2,051	工事費	障害防止施設の整備	5	
計		2,051	計		5	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	南関東防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 28件	3,781	その他	-	--	
2	沖縄防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 9件	2,236	その他	-	--	
3	九州防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 11件	1,420	その他	-	--	
4	北海道防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 14件	1,309	その他	-	--	
5	東北防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 4件	1,079	その他	-	--	
6	中国四国防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 8件	777	その他	-	--	
7	近畿中部防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 6件	189	その他	-	--	
8	北関東防衛局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 3件	172	その他	-	--	
9	東海防衛支局	9000012120001	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	64	その他	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	恩納村	7000020473111	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	1,286	補助金等交付	-	-	
2	大分県	1000020440001	障害防止施設の整備。 事案件数 6件	1,261	補助金等交付	-	-	
3	静岡県	7000020220001	障害防止施設の整備。 事案件数 9件	1,162	補助金等交付	-	-	
4	宮城県	8000020040002	障害防止施設の整備。 事案件数 2件	733	補助金等交付	-	-	
5	浦添市	1000020472085	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	587	補助金等交付	-	-	
6	岩国市	1000020352080	障害防止施設の整備。 事案件数 3件	390	補助金等交付	-	-	
7	山梨県	8000020190004	障害防止施設の整備。 事案件数 4件	357	補助金等交付	-	-	
8	富良野土地改良区	4700150034079	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	236	補助金等交付	-	-	
9	東北町	4000020024082	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	324	補助金等交付	-	-	
10	小松島市	6000020362034	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	209	補助金等交付	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	静岡県	7000020220001	障害防止施設の整備。 事案件数 8件 委託。	2,051	その他	-	-	
2	厚岸町	5000020016624	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	178	その他	-	-	
3	白老町	3000020015784	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	107	その他	-	-	
4	上富良野町	3000020014605	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	106	その他	-	-	
5	御殿場市	1000020222151	障害防止施設の整備。 事案件数 2件 委託。	99	その他	-	-	
6	鹿追町	8000020016349	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	66	その他	-	-	
7	別海町	9000020016918	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	47	その他	-	-	
8	滋賀県	7000020250007	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	33	その他	-	-	
9	山梨県	8000020190004	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	28	その他	-	-	
10	裾野市	3000020222208	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 委託。	27	その他	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)アスティークプランニング	8360001016241	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	5	一般競争契約 (最低価格)	3	88.6%	-
2	(株)クレアリア	2011501014205	障害防止施設の整備。 事案件数 1件	4	一般競争契約 (最低価格)	1	99.7%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	B	浦添市	1000020472085	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	1,454	その他	-	--	
2	B	大分県	1000020440001	障害防止施設の整備。 事案件数 3件 補助金等交付	1,081	その他	-	--	
3	C	静岡県	7000020220001	障害防止施設の整備。 事案件数 2件 補助金等交付	1,006	その他	-	--	
4	B	恵庭土地改良区	4700150032727	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	384	その他	-	--	
5	B	岩国市	1000020352080	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	345	その他	-	--	
6	B	小松島市	6000020362034	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	337	その他	-	--	
7	B	福生市	8000020132187	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	303	その他	-	--	
8	B	東北町	4000020024082	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	237	その他	-	--	
9	C	厚岸町	5000020016624	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	202	その他	-	--	
10	C	鹿追町	8000020016349	障害防止施設の整備。 事案件数 1件 補助金等交付	191	その他	-	--	